

【預金債権（既発生利息も差し押さえる場合）】

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者株式会社 銀行（ 支店扱い）に
対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に
発生した利息債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし，先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは，口座番号の若い順序による。

なお，口座番号が同一の預金があるときは，預金に付せられた番号の若い順序による。

【預金債権（複数支店の預金債権を同時に差し押さえる場合）】

差 押 債 権 目 録

1	第三債務者株式会社	銀行（	支店扱い）分	
				金 円
2	第三債務者株式会社	銀行（	支店扱い）分	
				金 円
3	第三債務者株式会社	銀行（	支店扱い）分	
				金 円
4	第三債務者株式会社	銀行（	支店扱い）分	
				金 円
5	第三債務者株式会社	銀行（	支店扱い）分	
				金 円

ただし、債務者が上記各第三債務者に対して有する下記預金債権及び同預金に対する預入日から本命令送達時まで既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、各頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。

(1) 定期預金	(2) 定期積金	(3) 通知預金
(4) 貯蓄預金	(5) 納税準備預金	(6) 普通預金
(7) 別段預金	(8) 当座預金	
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

【貯金債権（株式会社ゆうちょ銀行）】

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者株式会社ゆうちょ銀行（貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

【貯金債権（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構）】

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（株式会社ゆうちょ銀行 貯金事務センター扱い）に対して有する下記郵便貯金債権及び同郵便貯金に対する預入日から本命令送達時までに既に発生した利息債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。

【貯金債権（農業協同組合）】

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者 農業協同組合（ 支店扱い）に
対して有する下記貯金債権及び同貯金に対する預入日から本命令送達時まで既に
発生した利息債権のうち，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 円貨建貯金と外貨建貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 円貨建貯金
 - (2) 外貨建貯金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし，先物為替予約があるときは原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 積立式定期貯金
 - (3) 定期積金
 - (4) 通知貯金
 - (5) 貯蓄貯金
 - (6) 納税準備貯金
 - (7) 普通貯金
 - (8) 営農貯金
 - (9) 出資予約貯金
 - (10) 別段貯金
 - (11) 当座貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは，口座番号の若い順序による。

なお，口座番号が同一の貯金が数口あるときは，貯金に付せられた番号の若い順序による。